

# 基金情報

No. 163

平成27年8月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskn.com>

## 平成27年度・主要事業概況

事項	7月末数	対前月増減数	事項	7月末数(累計)	
事業所数(件)	214	0	年金掛金	調定額(円) 487,144,862	
加入員数(人)	男子	4,155	-10	収納額(円)	481,899,172
	女子	2,113	-3	収納率	98.92%
	計	6,268	-13	事務費掛金調定額(円)	11,404,056
平均標準給与月額(円)	男子	339,747	1,418	資産運用	信託資産額(時価) 311億0,052万円
	女子	232,907	513		修正総合利回り 1.82%
	計	303,730	1,089		ベンチマーク差 -1.96%
受給者数(人)	6,476	3	慶弔金の支給件数・金額	26件39万円	
平均年金額(円)	531,816	902	年金相談件数	107件	

## 事業主の皆様へ

## 基金解散に係る「同意書」のご提出についてお願い

既にご案内のとおり、現在当基金では本年12月の解散認可申請に向けて準備を進めておりますが、解散認可申請には事業主および加入員の皆様それぞれの全体で3分の2以上のご同意が必要とされております。また、加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、労働組合全体の4分の3以上のご同意が併せて必要となります。

つきましては、まだご提出されていない事業主様におかれましては、この度の基金解散に至るまでの経緯をご理解いただき、加入員の皆様のご同意も含め、同意書のご提出にご協力を賜わりたく、再度のお願いを申し上げます。(提出期限：平成27年9月30日)

制度全体としての総意を得るため、提出期限後であっても12月の解散認可申請までは継続して受付をさせていただきますが、極力早期のご提出を賜りますようお願いの程よろしくお申し上げます。

また、同意書のご提出にあたり、加入員または労働組合の皆様へのご説明等でお困りなことがございましたら、当基金までご連絡くださいますようお願いいたします。

同意書等を紛失された場合にあっては、再度送付させていただきますので、基金までお知らせください。

## 【同意書の提出状況について】—平成27年9月11日現在—

- 事業主同意 88社 / 213社 (同意率：41.31%)
- 加入員同意 1,962名 / 6,281名 (同意率：31.24%)
- 労働組合同意 1労組 / 12労組 (同意率：8.33%)

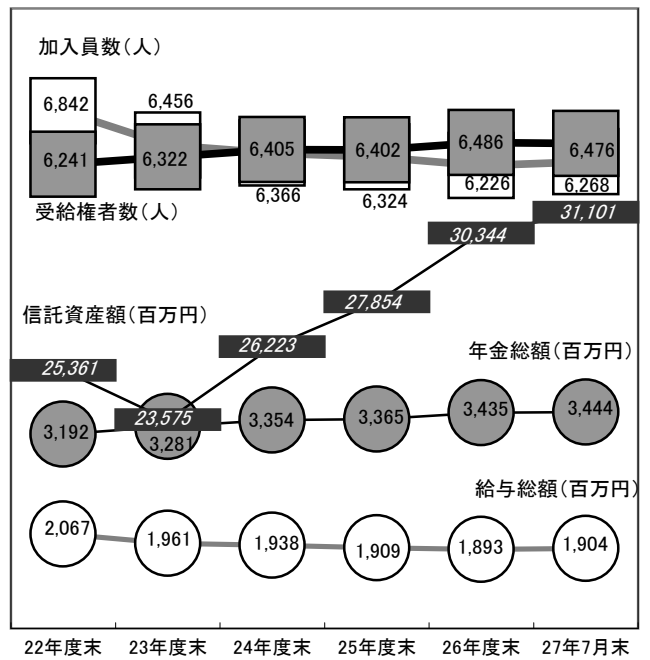
※ 現在のところ解散認可申請のために必要とされる法令の基準を満たしておりません

この度の解散認可に係る同意書が法令の基準を満たさない場合は、12月に予定をしている解散の認可申請ができないこととなります。その場合は、今後改正法の基準で基金を運営する必要が生じ、基金存続のために大幅な掛金の引き上げが必要となります。その後、5年間に渡り毎年度の段階的な存続基準の判定を受け、基準を満たさない場合は、最終的に第三者委員会の解散命令に従い、強制的に解散の取り扱いとなります。

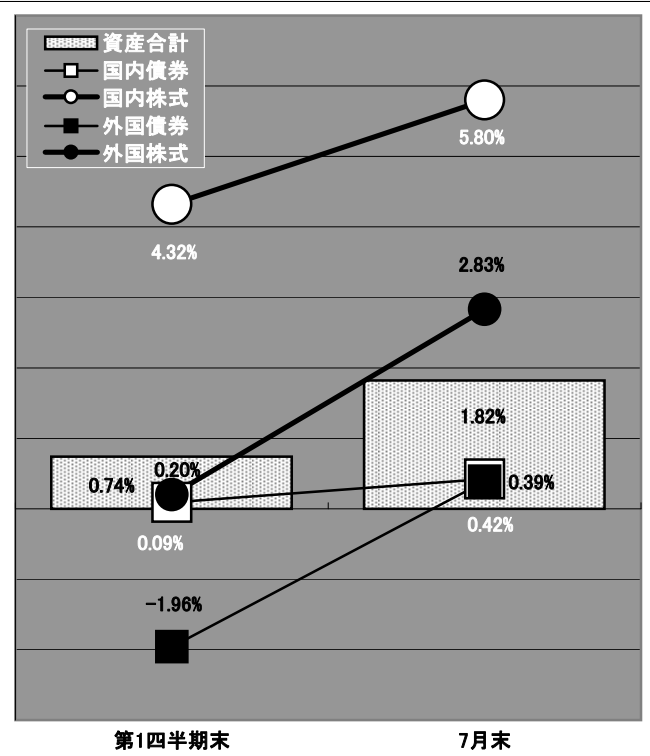
現在、当基金の代行割れはほぼ解消しており、解散に係る事業主の追加拠出が発生する可能性は極めて低い状況にありますが、今後基金制度を継続した場合は、株式市場の影響により代行割れが再発し、解散命令時で事業主の解散追加拠出金が発生する可能性があります。

事業主の皆様へ今後過度なご負担をお願いすることがないよう、当基金の早期解散にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 主要事業の推移



### 年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成27年度>



### 【お願い】

当「基金情報」を加入員の皆様にもご覧いただけますようご配慮方よろしくお申し上げます

なお、創刊号から直近号までホームページでも公開しておりますので、併せてご利用ください  
<http://www.glskkn.com>

### 設立事業所の異動(規約変更関係等)・7月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日

### 【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

### 【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)  
 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円  
 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)  
 加入期間 3年以上・・・1万円

### 【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求 (請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

### 【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

\* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

### 年金の確実なお受取りのために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡がないと、裁定請求書がご本人に届かず、年金のお受取りができないことがあります。年金を確実に受取りいただくために、住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡するよう、ご退職される方へお知らせ願います。事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ

### 年金相談についてお願い

従来、年金額などのご相談につきましては、お電話でもお答えしておりましたが、個人情報保護の目的から書面にて回答させていただきます。事務ご担当者の方など第三者の方

### 掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末の自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。《口座振替銀行》みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

\* 8月分の掛金納入期限は、平成27年9月30日となりますので、ご協力お願いいたします。

### 9月の予定

- 15日 告知書(8月分)発送
- 17日 理事会(15:00 ガラス会館)
- 28日 代議員会(15:00 ガラス会館)

※ 9月分の適用関係書類の切は10月7日です。